

## 紛争処理パネル裁定

合同会社 DMM.com 対 Yuma Iwasaki (岩崎裕馬)

事件番号 D2025-3036

### 1. 紛争当事者

申立人は、合同会社 DMM.com であり、その住所地は日本国である。申立人の代理人は、網野国際商標特許事務所であり、その住所地は日本国である。

被申立人は、Yuma Iwasaki (岩崎裕馬) であり、その住所地は日本国である。

### 2. ドメイン名および登録機関

紛争の対象であるドメイン名（以下「紛争対象ドメイン名」という。）： <合同会社 dmm.com> (<xn--dmm-xy9dj9tya9677d.com>)

本件ドメイン名の登録機関： GMO Internet, Inc. d/b/a Discount-Domain.com and Onamae.com

### 3. 手続の経過

本件申立書は、2025年7月29日にWIPO 仲裁調停センター（以下「センター」）へ提出された。センターは2025年7月30日にメールにより本件ドメイン名の登録確認を登録機関 GMO Internet, Inc. d/b/a Discount-Domain.com and Onamae.com に要請した。2025年8月1日にGMO Internet, Inc. d/b/a Discount-Domain.com and Onamae.com はメールによりセンターへ登録確認の返答をし、申立書に記載された被申立人および連絡先細目 ("Whois Privacy Protection Service by onamae.com") と異なる情報を当該ドメイン名の登録者として公開した。センターは申立人へ2025年8月8日に登録機関により公開されたドメイン名登録者および連絡先細目を通知した。それに伴い、申立人は申立書を訂正することができると案内された。申立人は申立書の補正書を2025年8月12日にセンターへ提出した。

センターは申立書および補正書が統一ドメイン名紛争処理方針(以下「処理方針」)、統一ドメイン名紛争処理方針手続規則（以下、「手続規則」）およびWIPO 統一ドメイン名紛争処理方針補則（以下、「補則」）における方式要件を充足していることを確認した。

手続規則第2条および第4条に従い、センターは本件申立を被申立人に通知し、2025年8月13日に紛争処理手続が開始された。手続規則第5条に従い、答弁書の提出期限は2025年9月2日であった。2025年8月12日および13日および17日に、被申立人はセンターに電子メールを送信した。センターは2025年8月13日に当事者双方に和解の可能性についてのメールを送った。2025年8月19日に、申立人は手続の一時停止を申請し、センターは2025年9月18日まで手続を一時停止する手続をとった。2025年8月27日

と 8 月 28 日の間、当事者間で協議が行われた。2025 年 9 月 17 日に、申立人は手続の再開を申請した。同日、センターは当事者に対して、答弁期限が 2025 年 10 月 1 日であることを通知した。答弁書は 2025 年 9 月 29 日に提出された。

センターは、近藤惠嗣 (Keiji Kondo) を単独のパネリストとして本件について 2025 年 10 月 6 日に指名した。紛争処理パネルは、同パネルが正当に構成されたことを確認した。手続規則第 7 条の要請に従い、紛争処理パネルはセンターへ承諾書および公平と独立に関する宣言を提出した。

#### 4. 背景となる事実

申立人は、日本国内に本社を有する会社であり、インターネット関連サービスを提供する多数のグループ会社を統括している。グループ会社の従業員数は 5000 名を超える。申立人は 2018 年 5 月 25 日に株式会社から合同会社に組織変更を行っており、社名が「株式会社 DMM.com」から「合同会社 DMM.com」に変更された。申立人は、e-コマース用のウェブサイト「www.dmm.com」を運用して、その企業活動を促進している。

申立人は、日本の特許庁において、文字商標 DMM（以下「申立人商標」という。）に対する多数の商標登録を有している。その中には、次の商標登録が含まれている。

商標 DMM  
登録番号 4696982  
登録日 2003 年 8 月 1 日  
指定商品・指定役務 16 類、41 類

上記の商標登録のほか、申立人は、デザイン文字による「DMM.com」に対する商標登録も有している。

紛争対象ドメイン名は、2018 年 5 月 25 日に登録された。紛争対象ドメイン名にアクセスすると、さまざまなサイトに転送される。

#### 5. 当事者の主張

##### A. 申立人

紛争対象ドメイン名のうち、「.com」の部分は商用向けを意味するジェネリックトップドメインであるから、識別力を有しない。紛争対象ドメイン名のうち、「合同会社」は、会社形態の一つを表すものにすぎない。したがって、紛争対象ドメイン名の要部は「dmm」の部分である。紛争対象ドメイン名の「dmm」の部分は、申立人商標と同一である。そして、「合同会社」が会社形態を表すにすぎないから、紛争対象ドメイン名に接する者は、当然、「dmm」の部分に着目する。したがって、申立人商標と紛争対象ドメイン名は混同を引き起こすほどに類似している。

被申立人の氏名は「岩崎裕馬」であり、紛争対象ドメイン名とは一致していない。被申立人が紛争対象ドメイン名の名称で一般に知られていた事実はない。また、申立人が被申立人に申立人商標の使用を許諾したことではない。

被申立人は、善意による商品又は役務の提供を行うために紛争対象ドメイン名又はこれに対応する名称を使用していたことも、使用のための準備をしていたこともない。被申立人による紛争対象ドメイン名の使用は、消費者の誤認に乗じて商業的利益を得ることを目的としており、正当な非商業的使用又は公正な使用にあたらない。紛争対象ドメイン名にアクセスすると、さまざまなサイトにランダムに転送される。例えば、年齢確認画面に転送され、「はい」をクリックすることにより成人向けのライブチャット配信サイトのアカウント作成画面に誘導される。また、成人向けゲームと思われるサイトに誘導される場合もある。消費者をこれらのサイトにランダムに転送することで、被申立人が何らかの収益を得ていることが強く推認される。したがって、被申立人による紛争対象ドメイン名の使用は、消費者の誤認に乗じて商業的利益を得るための使用であって、「正当な非商業的使用」又は「公正な使用」には該当しない。

紛争対象ドメイン名が登録されたのは 2018 年 5 月 25 日である。これは、申立人が株式会社から合同会社に組織変更を行い、申立人の社名が「合同会社 DMM.com」になった日と一致している。この事実は、被申立人が申立人及び申立人商標を知った上で、紛争対象ドメイン名を登録したことを容易に推認させる。

被申立人は、上述のとおり、消費者をランダムに成人向けサイトなどに誘導するために紛争対象ドメイン名を使用している。その理由は、申立人が蓄積した信用を利用して、インターネット上のユーザーを自己のウェブサイトに意図的に引き寄せ、金銭を取得する不正の目的にある。被申立人が不正の目的で紛争対象ドメイン名を登録し、かつ使用していることは明らかである。

以上の理由により、申立人は、紛争対象ドメイン名を申立人に移転する裁定を求める。

## B. 被申立人

被申立人は、答弁書の提出に先立ってセンターに複数の e メールを送信して、紛争対象ドメイン名を申立人に移転するという申出を行った。しかし、当事者間で合意に至ることはできなかった。被申立人は、株式会社 adding の代表者である。紛争対象ドメイン名は、株式会社 adding の代表者として被申立人が登録したものである。被申立人は申立人とは一切関係ない。

紛争対象ドメイン名は、非商業的に登録された「空ドメイン」であり、ウェブサイト運営などは行っていない。申立人が主張するリダイレクトは、お名前. Com の「ドメインパーキング」機能による自動転送であり、被申立人が意図して設定したものではない。

したがって、被申立人には不正の目的は存在しない。被申立人は「非商業的保有」という正当な利益を有している。不正な目的はなく、混同惹起の利用も行っていない。

よって、被申立人は、紛争対象ドメインの維持を求める。

## 6. 審理および事実認定

### A. 同一または混同を引き起こすほどに類似しており

処理方針 4 条 a 項(i)は、申立人適格を定めたものであると解されている。紛争対象ドメイン名に申立人商標が含まれていることが明らかである場合には、原則として、「同一又は混同を引き起こすほどに類似」という要件が充足されたものと認められる。

本件の場合、申立人商標である「DMM」が紛争対象ドメイン名に含まれていることは明らかであり、付加されている「合同会社」は、日本の会社法上、会社の種類を表すものであり、「.com」は、ドメイン名登録上の要件の一つであるから、これを同一性又は類似性の判断において考慮しない。したがって、紛争対象ドメイン名は、混同を引き起こす程度に、申立人商標と類似している。

よって、処理方針 4 条 a 項(i)の要件は充足されている。

### B. 権利または正当な利益を有しておらず

被申立人は、申立人とは無関係であることを自認している。被申立人の氏名も、被申立人が代表者である会社の名称も、紛争対象ドメイン名とは全く類似していない。したがって、被申立人又は被申立人が代表者である会社が紛争対象ドメイン名によって一般に知られていたことはないと認められる。

また、被申立人は、紛争対象ドメインが「空ドメイン」であって、ウェブサイト運営などに用いていないことを認めている。したがつて、被申立人は、紛争対象ドメイン名を、非商業的又は公正な目的で紛争対象ドメイン名を使用していることはないと同時に、商品又はサービスを善良な意図で商業的に提供するために用いているものでもないと認める。

よって、処理方針 4 条 a 項(ii)の要件が充足されていることは、一応、認められる。ただし、被申立人は、紛争対象ドメイン名が「空ドメイン」であることを認めた上で、被申立人には不正の目的はないことを主張している。被申立人が紛争対象ドメイン名を「空ドメイン」として保有していることが、被申立人が「権利又は正当な利益」を有すると評価できるか否かについては、あらためて、次項で検討する。

### C. ドメイン名が悪意で、登録かつ使用されていること

被申立人は、紛争対象ドメイン名を登録した理由について、何らの釈明もしていない。しかし、紛争対象ドメイン名を登録した際に、被申立人が申立人及び申立人商標を知っていたことは、以下の事情によって十分に推認できる。

第 1 に、被申立人が紛争対象ドメイン名を登録した時点で、申立人の会社名である「DMM.com」は著名であり、特に、IT 関係の業界では、広く認識されていたものと認められる。第 2 に、申立人は、会社の組織変更によって社名を「株式会社 DMM.com」から「合同会社 DMM.com」に変更すること、その正式な変更日が 2018 年 5 月 25 日であることを 2018 年 4 月 24 日にプレスリリースで公表している。変更日と同一の 2018 年 5 月 25 日に、あえて「合同会社」という組織名を申立人商標に付した上で、ジェネリックトップレベルドメインとして「.com」を選択して、紛争対象ドメイン名を「合同会社 dmm.com」としたことは、偶然の一致とは考えられない。処理方針 4 条 a 項(i)の要件の充足性については、「.com」を無視することが通常であるが、処理方針 4 条 a 項(iii)の充足性の判断においては、ジェネリックトップレベルドメインとして「.com」を選択したことを悪意の傍証とすることは妨げられない。本件の場合、結果として、紛争対象ドメイン名は、申立人の法人登録上の正式名称と完全に一致しているのであって、この事実は、紛争対象ドメイン名が悪意で登録されたことの有力な傍証である。

次に、被申立人が、紛争対象ドメイン名を「空ドメイン」として保有しているという主張についても、紛争対象ドメイン名が悪意で使用されていることは、以下に述べるとおり、明らかである。

本件において「空ドメイン」として保有しているという主張について「悪意」を認めるべき要素を検討すると、まず、申立人の知名度が大きいことを指摘できる。次に、被申立人は答弁書を提出してはいるものの、その内容については、具体的な正当性を裏付ける事実の主張はない。さらに、被申立人は、「ドメインパーキング」機能による自動転送を理由として、被申立人が意図して設定したものではないことを主張しているが、「ドメインパーキング」機能を利用すること自体は被申立人の意思によるものであり、その機能がどのように働くかについても被申立人は理解していたと考えられる。これまでにも、それぞれのパネルは、被申立人のドメイン名によって関連付けられたウェブサイトに表示される内容について被申立人が責任を免れることはできないことを一般的に支持してきた (WIPO Overview of WIPO Panel Views on Selected UDRP Questions, Third Edition ("WIPO Overview 3.0"), section 3.5 参照)。最後に、紛争対象ドメイン名に「合同会社」の文字が含まれている点については、株式会社に比べて合同会社という会社形態の知名度が低く、通常、ドメイン名にあえて「合同会社」の文字を含める理由もないことを考慮すると、申立人をターゲットとすること以外にその目的の合理性は説明できない。さらに、紛争対象ドメイン名が申立人の会社名と同一であり、申立人のドメイン名である、<dmm.com>と混同を引き起こすほどに類似しており、そのことにより、インターネット利用者をして、紛争対象ドメイン名が申立人に属し、紛争対象ドメイン名によってアクセスできるウェブサイトが申立人によって運営されているという、事実に反する内容を信じるに至る可能性がある。以上の諸点を全体として考慮して、パネルは、被申立人が、悪意で紛争対象ドメイン名を登録し、かつ、使用していると結論する。

したがって、紛争対象ドメイン名は、悪意で登録され、悪意で使用されているものと認められる。同時に、被申立人の主張する、「空ドメイン」としての保有が被申立人の正当な利益とは認められないことも明らかである。

よって、処理方針 4 条 a 項(iii)の要件は充足されている。

## 7. 裁定

以上の理由により、処理方針第4条(i)項および手続規則第15条に従い、紛争処理パネルは当該ドメイン名<合同会社 dmm.com>(<xn--dmm-xy9dj9tya9677d.com>)を申立人へ移転することを命じる。

/近藤惠嗣 (Keiji Kondo)/  
**近藤惠嗣 (Keiji Kondo)**  
パネリスト  
日付： 2025年10月20日